

# 鶴見区西部

地域高齢者に対する医療  
や介護の相談窓口です

## 地域包括支援センター



## せいふ耳寄り情報 Vol.73

### ■介護サービスの利用を急がれる方へ

#### 介護認定前にサービスは使えるの？

急な病気やけがで介護が必要になって、介護保険を使うには、要介護(要支援)認定申請をする必要があります。

**要介護(要支援)認定の効力は申請日から発生しますので、認定結果が出るまでに介護保険を使いたいときは、暫定的にサービスを利用することができます。**

#### 暫定プランって？

介護サービスを使うためにはケアマネジャーにケアプランを作成してもらう必要がありますが、認定結果が出る前に暫定的にケアプランを立ててもらうことができます。暫定とは仮に定めるという意味で、**介護認定がどの程度か予想を立ててケアプランを作成し、介護サービスを開始します。**

予想を立てるには、認定のために必要な調査(認定調査)がおわってから、調査結果を参考にすると、より介護度の予想が立てやすいです。

#### 介護度によって異なる利用の限度額

介護度に応じて**1か月に利用できる介護サービスの費用の上限額**が決まっています。これを支給限度額といいます。



	介護保険単位数	区分支給限度 基準額(円)	自己負担額(円) ※1割負担の場合
要支援1	5,032	50,320	5,032
要支援2	10,531	105,310	10,531
要介護1	16,765	167,650	16,765
要介護2	19,705	197,050	19,705
要介護3	27,048	270,480	27,048
要介護4	30,938	309,380	30,938
要介護5	36,217	362,170	36,217



裏面へつづく→

## ⚠ 注意点

※申請しても、要支援や要介護の認定を受けられなかった場合は利用したサービス料金が全額自己負担となってしまいます。

※介護認定が出ていても、介護度によってそれぞれ支給限度額が設定されており、**上限額を超えると、超えた部分は全額自己負担となります。**

※暫定プランで介護サービスを利用中、想定していた介護度よりも低い認定を受けた場合、支給限度額以上の分は介護保険外となり自己負担となってしまいます。どのサービスをどの程度利用するか決めて、**最低限度の利用からはじめ、認定が出てから追加して利用していくことをお勧めします。**

## 介護度によって基本的に使えないサービス

(福祉用具)

種目	サービス対象者					
	要支援	要介護				
		1	2	3	4	5
車椅子			○	○	○	○
車椅子付属品			○	○	○	○
特殊寝台			○	○	○	○
特殊寝台付属品			○	○	○	○
床ずれ防止用具			○	○	○	○
体位変換器			○	○	○	○
手すり	○	○	○	○	○	○
スロープ	○	○	○	○	○	○
歩行器	○	○	○	○	○	○
歩行補助杖	○	○	○	○	○	○
認知症老人徘徊感知器			○	○	○	○
移動用リフト			○	○	○	○
自動排泄処理装置	排便機能を有するもの					
					○	○
	それ以外のもの					
	○	○	○	○	○	○

日常生活の自立を助けるために、左記の用具をケアプランに位置づけて利用することができます。

黄色の空欄となっている対象者は基本的に介護保険でのレンタルの利用ができません。

例外的に利用する場合、一定の条件のもとで利用できる場合があります。



(訪問介護)

要支援では直接身体に触れて介護をする身体介護(通院同行、入浴介助、清拭、食事介助など)は基本的に利用ができないため、ケアマネジャーに地域包括支援センターや保険者と検討してもらう必要があります。

**検討の結果、障がいの程度や認知症の程度などを踏まえ、身体介護が必要と判断されてから利用が可能になります。**

参考:介護サービス事業者ガイドブック2023年  
大阪市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業実施マニュアル



その他、各サービスにおいて介護度や利用日数の制限などのルールがありますので、ケアマネジャーや地域包括支援センターへご相談ください。